

平成26年度第1回向日市地域包括支援センター運営協議会 議事要点録

- 日 時 平成26年7月24日(木)午後2時から午後3時20分まで
 - 場 所 向日市福社会館 大会議室
 - 出席委員 八木橋慶一委員、田中聖委員、田中栄次委員、籠谷康委員、疋田定男委員
高桑稔委員、木下博史委員、中田礼子委員、柴田晶子委員
 - 傍聴者 1名
 - 内 容 以下のとおり
-

議 事 (要約)

1 開会挨拶

2 委員紹介・事務局紹介

3 副会長の選出

森田聖委員が副会長に選出されました。

4 平成25年度向日市地域包括支援センター事業実績報告について

資料1「平成25年度向日市地域包括支援センター事業実績報告」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成25年度の地域包括支援センターの事業実績について協議されました。

【意見の要旨】

委 員： 相談内容別の相談件数の内容種別に「介護保険その他の保健福祉サービスに関すること」が内容別の相談では一番多いのですが、介護保険サービスに関する内容以外では、どのような相談が多いのですか。

事務局： 介護保険制度や介護サービスに関する相談以外では、医療に関すること、介護保険

以外の福祉サービスに関する相談があります。割合としましては、「介護保険その他の保健福祉サービスに関する事」の相談件数3,062件のうち、2,086件が介護保険に関する相談でした。医療や保健、福祉に関する相談は976件でした。

平成24年度の介護保険その他の保健福祉サービスに関する事」の相談件数が全体で1,356件ですので、介護保険に関する相談も医療・保健・福祉に関する相談も大幅に増加しています。

委員： 相談者及び相談方法別の件数の内訳が本人、家族、関係機関、民生委員、その他に分かれています。近所の人からの相談はどこに当てはまるのですか。

また、虐待や孤独死、ごみ屋敷の件数はどのくらいあるのでしょうか。わかりましたら、教えてください。

事務局： 近隣住民からの相談は「その他」にカウントされています。

中地域包括支援センターにおきましては、昨年度についてですが、孤独死は把握しておりません。ごみ屋敷関係での対応は1件あります。

北地域包括支援センターでは、昨年度、孤独死やごみ屋敷に対する相談・対応はありません。今年度はごみ屋敷に関する相談が2件あり、現在、対応しているところです。

南地域包括支援センターでは、孤独死についての通報等はありません。ごみ屋敷の事例を1例把握しており、現在も見守り対応を行っています。

委員： 虐待の通報や相談は、どのくらいあるのですか。

事務局： 高齢者虐待に関する相談等は全体で221件です。

委員： 近隣の方からの虐待通報はありましたか。

事務局： 中地域包括支援センターにおきましては、昨年度については、近隣からの虐待に関する通報や相談はありません。

北地域包括支援センターでは、昨年度、ある商店の方から虐待が疑われるとの通報と近隣の方から心配であるという相談が同じケースでほぼ同時にありました。

南地域包括支援センターでは、地域住民からの通報等はなく、関係機関からの相談はありません。

委員： 介護支援専門員連絡会議を月1回実施され、地域包括ケア会議を年2回実施され、地域連携を図られていますが、対応困難ケースについてケアマネジャーと一緒に事例検討したり、問題解決を図るような、具体的な対応についての対策はどのようにされるのですか。

また、地域連携のためのネットワークの構築に向けて、地域住民や民生委員の方々などと連携し、個々のケースを通じて、地域で連携していく方策を具体的に考えたほうが良いと思いますが、何かお考えはありますか。

会長： 本市では、個別の対応困難事例について検討等を行う地域ケア会議を実施しています。個々の地域ケア会議で明らかとなった地域課題を取り上げ、地域課題の解決を解決するための地域連携のためのネットワーク構築を目的に地域の関係者等で実施する地域包括ケア会議を開催しています。

個別の地域ケア会議において、認知症の徘徊や対応についての地域課題がでてきた

ため、平成25年度の地域包括ケア会議では認知症高齢者を見守るネットワークの構築をテーマに取り組みました。

地域包括ケア会議では、多くの関係機関等の方をメンバーとし、グループワーク等において、認知症の方を地域全体で見守るためにはどのようなことに取り組みれば良いのか、どのような地域課題があるのかなどについて検討を重ねています。

委員： 要支援1と2を介護保険給付から外して、各自治体ごとのサービスに移行することが決まりました。このことに関しての不安などについての市民からの相談はありますか。また、向日市では具体的な計画は未定と聞いていますが、いつごろまでに決定されるのですか。

事務局： 要支援の方々から新しい地域支援事業についてのお問い合わせは、地域包括支援センターでも多少は受けていますが、大きな不安などの相談は今のところありません。

要支援1と2の方に対する介護サービスのうち、訪問介護と通所介護については、市町村が取り組む地域支援事業へ移行することが決まりました。現時点においては、国からのガイドラインが示されていないため、具体的な内容と計画はこれから決めていくこととなります。現在、行っている第6期介護保険事業計画の策定作業のなかで検討させていただき、本市の実情に応じた取り組みにしていきたいと考えています。

会長： 只今、話題になりました予防給付から地域支援事業への移行については、介護保険事業計画策定委員会において中心的に議論がなされていくと思います。

5 平成26年度向日市地域包括支援センター事業計画について

資料2「平成26年度向日市地域包括支援センター事業計画」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成26年度の地域包括支援センター事業の実施内容について協議されました。

【意見の要旨】

会長： 権利擁護業務のうち、消費者被害の防止のための啓発をすすめていくということですが、この業務は事業実績報告のどの部分にあたりますか。

事務局： 総合相談支援業務の相談内容別件数のうち、「権利擁護に関すること」の件数に含まれています。

委員： 消費者被害に関する相談支援件数はどのくらいなのか。

事務局： 地域包括支援センターにある相談のうち、消費者被害に関する相談は多くはなく、平成25年度においては、直接被害を受けたという相談はありません。

委員： 時々、消費者から契約等のトラブルを耳にします。市の防災安全課で設置されている消費者相談で専門員をされている方に依頼して、地域のサロンなどで消費者被害関係の出前講座を実施していただいているのですが、講座の終了後、専門員の方に個別に相談される方が増えて居ます。やはり、被害にあわれた方々の多くは、自覚もあり、どうしても隠してしまい、家族にも知人にも言えないでいることが多いようです。特に認知症が疑われる方などの場合は、対応が非常に難しいのではないかと思います。

個人のプライバシーに関わる問題ですので、第三者が介入できず、気付いた時には手遅れになっている場合もあります。こうした消費者被害を防いでいくことは大変なことだと思えます。地域包括支援センターだけが対応するだけでは困難です。やはり、連携が重要となります。しかし、連携を目的とした地域ケア会議等で地域の関係者が会議するうえでも、個人情報の取り扱いがあり、踏み込め無い部分や課題が出てきます。今後は、関係機関がチームとなり、一丸となって支援していくんだというような雰囲気づくりも必要だと思えます。社会福祉協議会としても協力していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

委員：平成25年度から2か所の在宅介護支援センターが移行して地域包括支援センターが3か所に増えました。限られた職員数で多くの業務を抱えて、どのセンターも工夫して運営されていると思えます。それぞれの地域包括支援センターからの要望などはないのですか。職員が3人の体制では大変なのではないかと思えます。正直な感想や体制などに関する要望など、率直なご意見をお聞かせいただけませんか。

事務局：《中地域包括支援センター》

職員数が限られていますので、様々な事業を実施する際にも、忙しさにある程度の波があります。その波をある程度一定にできるような工夫については、常に職員間で話し合い、工夫して対応しています。どのような相談がどんな時にあっても、適切に対処できるような体制について、今後も検討していく必要があると思えます。

《北地域包括支援センター》

介護予防プランの新規件数が増加傾向にあり、職員全員が介護予防プラン作成業務に追われているのが現状といえると思えます。その中で日々寄せられる様々な相談に対応し支援活動を行っているわけですが、介護予防プラン作成に追われ、相談支援を行うことも大変な状況です。日々、相談支援業務に関する対応の工夫を行い、相談者や支援対象者の皆様が困ることのないように努めているところです。

《南地域包括支援センター》

地域包括支援センター業務を1年間実施して思うのは、やはり職員3人体制では厳しいなというのが率直な感想です。相談の内容が多岐にわたる事が多く、専門職3人がどの相談支援に対しても同じように対応できるわけではないので、専門職3人のスキルアップも必要となりますので、努力をしていかなければと思っています。介護予防プラン作成件数はかなり増えており、このままだと3人では対応できなくなるのではないかと思えます。他の居宅事業所にプラン作成業務の委託も行っていますが、要支援のプランを受けても地域支援事業に移行して減少するのではないかとか、要介護の方のプランに比べて報酬が少ないことなどが影響しているのか、最近、委託を受けていただける事業所も減っていますので、今後は大変になるのではないかと危惧しています。

事務局：介護保険法改正の概要については、ご承知のとおりであります。具体的な施策内容や新しい地域支援事業への移行時期については、今後、検討していくこととなります。国が示しています今後の方向性の柱として、地域包括ケアシステムの構築のための要として、地域包括支援センターは位置づけられています。当然、次期介護保険事

業計画を策定するうえでも、地域包括支援センターの機能強化についても、十分に検討していくこととなると考えています。

委員： 率直なご意見、ありがとうございます。人員配置と業務量を比べてみると、大丈夫なのかと思っていましたのでお聞きしました。今後は、こうした実情や状況などを実績報告に加えていただき、運営協議会において報告いただきたいと思います。

委員： 徘徊SOSネットワークシステムを構築されていますが、そのシステムが実働した件数なども実績報告には示されていませんが、今後は、徘徊SOSネットワークの状況等も実績報告に載せていただきたいと思います。

会長： 今、ご指摘があった点については、今後事務局においてご検討いただきたいと思います。

事務局： はい。検討して対応させていただきます。

会長： 他にご質問はございませんか。

特にないようですので、次第の4点目、その他の議題がありましたら、ご呈示いただけますでしょうか。

その他の議題はないようです。それでは、事務局から次回の運営協議会の開催予定について、お願いします。

事務局： 平成26年度第2回地域包括支援センター運営協議会は、平成26年の2月頃の開催を予定しております。開催日が近づきましたら、委員の皆様にご案内をさせていただきます。

会長： それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

7 閉会